

ECS Yamagata University Student Chapter 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、ECS Yamagata University Student Chapter、と称する。

(所在地)

第2条 本団体は所在地を下記住所に置く。

〒 992-8510 山形県米沢市城南 4 丁目 3-16 山形大学工学部

(目的)

第3条 本団体は、Yamagata University Student Chapter of The Electrochemical Society(以下学会と称する)の開催に関する諸手続きを処理することを目的とする。

(活動内容)

第4条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1) 学会の開催に関する活動
- 2) 活動内容の告知
- 3) 広報活動
- 4) 関係機関との連絡協調
- 5) その他、目的の達成に必要な活動

(設立日)

第5条 平成 30 年 5 月 18 日とする。

第2章 組織

(組織)

第1条 本団体は、ECS 本会に登録している、国からの認可を受けた大学・大学院・高等専門学校 of 学生によって構成するものとする。

(会員)

第2条 本団体に所属する者(以下会員と称する)は、本団体の活動目的および活

動内容に賛同して入会した個人とする。会員は、次号に定める2種類とする。

- 1) 組織委員:本団体の発足に関わった者(平成31年3月31日より前時に入会していた者)
- 2) 正会員:組織委員会を除く全会員

(入会)

第3条 本団体に会員として入会する者は、入会申込書を役員へ提出し承認を得るものとする。

(会費)

第4条 会員は以下に定める会費を入会時に納入しなければならない。ただし組織委員のみ本会を脱退とともに納入額と同額を返却するものとする。入会時を除く会費の徴収は行わない。

- 1) 組織委員：壹万円
- 2) 正会員：壹千円

(退会)

第5条 会員は、退会届を役員に提出し任意に退会できる。会員が次の各号のいずれかに該当するとき、退会したものとみなす。

- 1) 本人が死亡した時。
- 2) 入会費を入会申し込みから1カ月納入がないとき。
- 3) 学生の身分を失ったとき。
- 4) 会員として相応しくないと認められる事実が発覚した時。
- 5) 退会請求が総会にて承認されたとき。

(役員)

第6条 本団体は次の役員を置く。

- 1) 代表 1名
- 2) 副代表 1名
- 3) 会計 1名
- 4) 秘書 1名

(役員を選出方法)

第7条 会員の立候補により代表を選出する。次期代表は代表任期満了の3カ月前までに決定する。候補者が複数名ある場合は、会員に対して候補者が所信を表明し、会員の投票による得票数が最も多い者を代表とする。同点の場合は、決選投票を行う。副代表・会計及び秘書は代表が指名する。代表が任期中に辞任した場合は、副代表が代表を務める。

(役員任期)

第8条 役員任期は原則1年とし、再任を妨げない。欠員により補充された役員任期は、前任者の在任期間とする。

(役員解任)

第9条 役員に対して次の各号のいずれかに該当するとき、総会での承認をもって、これを解任することができる。

- 1) 心身の故障により、職務の執行が不能と認められるとき。
- 2) その他解任に相当する事由が認められるとき。

(役員職務)

第10条 本団体の役員職務は下記のとおりとする。

- 1) 代表は、本会を代表し会務を総括する。
- 2) 副代表は、代表を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 代表及び副代表は会計に対し監査し半年定期に査問を行う
- 4) 会計は、現金・預金の管理、会計事務ならびに報告書の作成を行う。
- 5) 秘書は、書類の作成、議事録の記録、また記録の維持管理を行う。

第3章 資産

(資産)

第1条 本団体の資産は、次の各号の定めるものをもって構成される。

- 1) 資本金
- 2) 入会金
- 3) ECSからの補助金
- 4) 財産から生じる収入

(報告書及び決算)

第2条 会計は、毎年3月31日から1カ月以内に会計報告書、収支決算書の作成し、代表と副代表の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第4章 総会

(総会)

第1条 総会は、会員によって構成し、5月および12月の年2回開催する。ただし代表が必要であると認めた時または会員の3分の1以上の要求があったときには臨時に開くことができる。議事は出席者の過半数こえる同意をもって決する。総会の議長は、代表がこれにあたる。総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- 1) 規約の改廃
- 2) 活動計画並びに収支予算及び決算
- 3) 役員を選任及び解任
- 4) その他本団体の運営に関する事項

第5章 その他

(その他)

第1条 本規約は、本規約の文言のみに依拠しそれ以外のいかなる資料も解釈に用いてはならない。

付則

この規約は、令和2年4月17日から施行する

この規約の記載内容は事実と相違ないことを証明します。

代表者